

意見公募要領

1 意見公募対象

恩給法に規定する「成年の子」の生活資料に関する認定基準額（案）

2 資料入手方法

意見公募対象については、電子政府の総合窓口（e-Gov）（「パブリックコメント」欄（<http://www.e-gov.go.jp>）及び総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）に掲載するとともに、総務省人事・恩給局恩給審査課総括係において閲覧に供することとします。

3 意見の提出方法

意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

ご記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、意見書は日本語で記入してください。

(1) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：onkyusoudan@soumu.go.jp

総務省人事・恩給局恩給審査課あて

※ メールに直接意見の内容を書き込んでください。

また、コンピューターウイルス対策のため、添付ファイルによる意見の提出を極力控えていただきますよう御協力をよろしくお願ひします。やむを得ず添付ファイルにより提出される場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフトWordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）として提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大要領は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

(2) 持参又は郵送する場合

〒162-8022 東京都新宿区若松町19-1

総務省人事・恩給局恩給審査課あて

(3) FAXを利用する場合

FAX番号：03-5273-1535

総務省人事・恩給局恩給審査課あて

(4) 電子政府の総合窓口〔e-Gov〕を利用する場合

添付ファイルは利用できません。添付ファイルを利用する場合は、(1)の方法により提出してください。

4 意見提出期限

平成26年2月17日（月）午後5時（必着）（郵送についても、募集期間内の必着とします。）

5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。（e-Govの意見提出フォームを利用する場合は、意見本文の冒頭に要旨を記載してください。）

提出されました意見は、電子政府の総合窓口〔e-Gov〕パブリックコメント・意見募集案内 (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省人事・恩給局恩給審査課において配布します。

なお、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

6 問合せ先

総務省人事・恩給局恩給審査課総括係 電話番号：03-5273-1330（直通）

意見書

平成 年 月 日

総務省人事・恩給局恩給審査課 へ

郵便番号： _____
住所： _____
氏名：(注1) _____
電話番号： _____
電子メールアドレス： _____

恩給法に規定する「成年の子」の生活資料に関する認定基準額(案)に関し、以下のとおり意見を提出いたします。

(以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。)

注1) 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙に記載する場合は、ページ番号を記載すること。